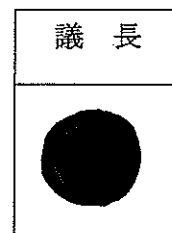


(書式5) 研究会・研修会参加報告書



平成31年 2月 6日

(会 派 名) 市民と共に

(会派代表者) 植原 泰 殿

(会 派 名) 市民と共に

(氏 名) 植原 泰

研究会・研修会参加報告書

下記のとおり実施したので報告します。

1. 会議の名称 「地方議員研究会共催セミナー」

主催：地方議員研究会

2. 会議の日時 ・平成31年1月11日(金)

10:00～12:30

「シビックテックと自治体」

講師：榎並 利博

・平成31年1月11日(金)

14:00～16:30

「土地所有者不明問題と今後の動向」

講師：榎並 利博

3. 会議の場所 ・新大阪丸ビル別館

大阪府大阪市東淀川区東中島1-18-22 丸ビル別館

4. 出張の期間 平成31年1月11日(金)

5. 参加議員名 「市民の共に」植原 泰

6. 会議の概要

1. 「シビックテックと自治体」.....

これまで技術やデータは専門家が持っていてそれをいかに市民が利用するかだったが、技術やデータを公開することでそれをみんなが自由に使って知恵を出し合い、時間やお金をかけないで地域や社会の課題を解決していく取り組みにつなげてゆくかという市民や団体、またその活動を紹介する講演会でした。

シビックテックという言葉は2014年頃からアメリカや日本で登場してきた言葉で、政府や上層部からの支配の技術とは違い公共の善のために技術を活用すること、市民が技術を活用して、行政や地域社会が抱える課題を解決しようとする取り組みや考え方を指している。

市民が活用していくツールとしてはITを使うことが多い。それを利用しているのが千葉市で行われている「ちばレポ」であるが、市民から道が壊れているとか木が倒れている等の情報を寄せてもらって、それを職員が確認に行きどうするかとなっていたが、スマホの画像から道路舗装の損傷を自動抽出するシステムを開発され東京大学、室蘭市、足立区等の団体が2019年3月まで実証実験を行っていて、完成後はそのドライブレコーダーを付けた車が道路を走ることで或いは検知できるアプリを付けたドライブレコーダーが損傷箇所を分析して行政に通知することで職員が出向かなくても確認できるようにしていくことができるようになるようです。これは、一つのシビックテックの例である。地域で起きている課題を解決していくのに、個人が行政に要求していく方法や行政から市民にお願いしていく方法、或いは市民が集まった団体に行政が支援する形で解決をしてもらう方法があるが、ここにAIやIoTを使うことで解決しようとするもので、様々なデータやソフトを公開一般化することで、誰でもがそれにアクセスでき、使うことで個人の持つ知恵を出してもらえるようにしていくことでその地域にあった方法で解決を目指すものである。そこには市民からの政策提案もあれば行政とのキャッチボールもあるでしょう。その効率を上げるために様々な分野の市民が集まって課題解決を考えていく市民団体が、都会を中心に立ち上がりだしている。その団体同士がITなどでつながって更に課題解決を加速している。金沢の団体が出しているゴミ無しアプリや生駒市の団体が出している食育アプリ、会津の団体のバス乗り換え用のアプリなどが紹介された。知恵は多く集まれば集まるほど様々な解決策が見つかるわけで今はグローバル化が進んで世界中がつながり出している。残念ながら日本はその中に入っていないのが現状の用です。

新たな形としてシビックテックが行政と企業の橋渡しをするモデルも出てきている。行政からすると職員のレベルアップにつながるし、企業からすると新規事業やサービス開発の種になるの

で取組んだ行政では複数の事例が出来てきている。もっと進むべきモデルなのだが、エンジニアとなる人材不足や資金面での問題があるようです。少なくとも人材を確保しやすくするために、行政はプログラミング教育を小学生から行うことで底辺を拡大していく必要はあるのではないかと。できるならシニア世代にもプログラミング教育を受けてもらうことで参加してもらう方法もあるようです。事実80歳を超えた方からの新アプリが発表されています。

「講習会を受講して」.....

人件費削減で地方自治体の職員が減少する中これまでの方法では職員の負担が過度になっていく上、置き去りになっていく問題も増えていくことははっきりしていると思えます。大学や企業との連携は勿論ですが、このシビックテックの活用は予算の制限を受ける地方自治体にとっては早期に研究し、取り入れていくべき手法だと感じております。特にスマートフォンなどのIT機器の普及で市民を巻き込んだ行政運営が容易になってきている現状だと思います。共働課を設けた坂出市においてもこの方面に知恵を求める必要性を感じました。不審者情報等犯罪者につながる事案の抑制にも活かせるのではとの思いで受講させていただきました。

2. 「土地所有者不明問題と今後の動向」.....

2011年の東日本大震災の復興問題を機に土地の所有者不明問題が社会問題となってきた。以前から農地・林地の集約化が進まないことや公共工事や開発事業への支障が言われてはいたが、近年になって特定空き家問題や地籍調査の進展への影響で、荒廃と危険度が増してきてその対応が急がれてきた。その多くが相続による所有権の移転がなされていないことが原因となっている。日本の相続は固定資産税の納付がされていれば、義務になっていないことにも問題がある。相続権の放棄にしても不動産に管理負担がある場合は放棄もできない現状から登記を放棄する事態も発生している。こうした事情から登記簿と実態の乖離が進みこれを解決するために多額の税金が投入される事態になってきている。民間研究者からは新たな土地法制の必要性が国に訴えられてきたが、国交省では問題意識を持ちながら所管の違いを理由に避け、法務省においては民間問題に介入しないとして国は課題を掘り下げて法的な方策を追及していない為に土地所有者の不明問題が進んでいない現状である。それを解決する糸口として、登記しなくても所有者の権利が強い点、登記しても公信力がないことその反面裁判においては公信力を認めている不動産登記簿の在り方に対してマイナンバーや法人番号を導入することや登記官に実質的審査権限を与えることで公信力を与え、登記官によって放置されたままの土地を国庫に帰属させる手続きを行わせ、土地の所有権放棄についても民法や不動産登記法に規定を設けて国庫に帰属させ、最終的な帰属や管理を国と自治体とでルールを作ることが必要である。将来的には登記の義務化、登記官には登記

簿と実態の合致を義務づけさせ、登記簿と住基ネット・戸籍クラウドをマイナンバーで連携させ所有者死亡時の放棄変更を促す形にしていかななくてはならないのではないかと。これによって地方自治体は、内部事務の効率化と正確性を確保し、戸籍システムの保守・運用のコスト低減と事務の軽減が見込める。

「講習会を受講して」.....

所有者不明土地の存在は土地利用の面からもまた、自治体の所有者特定の為の事務負担の面からも大きな問題となっている。公益性の面からの利用権を認めた2018年成立の特別措置法は、大きな進歩だと考えますが、これは国交省主導であって法務省もしっかりと法整備を進めないと土地の利活用は進んでいかないと、地面師のような法の網を潜った犯罪も減らないと思えます。危険空き家や危険な状態の土地放置によって無関係な第三者が被害を受ける危険が今日の自然災害の発生状況下では高くなってしまいます。後先を考えない書面が整っていれば受理されている土地開発行為等も危険性を増やしています。国は取り巻く環境の変化に法律が付いて行っていないことを理解して、法整備を進めてほしいと思いました。地方行政も強い所有権に臆することなく2018年に成立した特措法(2019年6月までに施行)を有効に使うことが空き地の利活用にとって大事になっていくと感じます。市民から出されているゴミ置き場の問題もこれを利用することで解決の糸口となる気がしています。人口減少下管理できない土地や相続人が遠隔地に住んでいる事での土地管理不全問題、共同所有の一部所有者の不明問題等、課題の洗い出しと検討の必要性の急務を感じました。自然災害が規模・頻度共に増大する中、個人所有の土地だから危険な状態でも介入できないという現状を解決するためにも何らかの法整備を求めてゆきたいと感じています。